

〔資料〕

企業活動における租税法制の位置付けに関する アンケート調査結果（2015年）

古賀敬作

【目次】

- I 調査の概要
- II 集計結果・分析
- III まとめ
- (資料) アンケート調査票

I 調査の概要

1. 趣旨

わが国が、国際競争の激化する中で、少子高齢化や人口減少による地域経済衰退を克服し、経済の好循環を実現するためには、地域に深い関わりがあり、かつ、全事業者の99%を占める中小企業等の発展が必要不可欠である。そのことがまた、日本経済のさらなる発展につながっていくことは明らかである。近畿経済産業局による27年10月期～28年3月期までの中小企業業況調査によれば、中小企業の業況は、持ち直し基調の中にも弱い動きがみられ、製造業についてはマイナス幅が拡大した、との報告がなされている¹⁾。こうした中、たとえば平成20年（2008年）10月1日に施行された中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成28年4月1日改正法施行）や平成26年（2014年）1月20日に施行された産業競争力強化法（第6章中小企業の活性力の再生）など、今般、中小企業等の経営環境を支援・強化する法整備がおこなわれている。税制の面では、毎年、中小企業等の生産性向上に向けた設備投資に対する補助金や減税などさまざまな施策が講じられている。

本調査は、こうした中小企業等の経営を取り巻く環境変化の中、租税法制が近畿圏内の中小企業等の経営活動において、実際のところどのように位置付けられているかを確認す

1) 経済産業省近畿経済産業局「第142回中小企業景況調査—近畿版—（平成27年10—12月期）」
<http://www.kansai.meti.go.jp/1-7research/keikyouchousa/chusyokeikyoku27_10.pdf>（平成27年1月22日，平成28年9月6日閲覧），「第143回中小企業景況調査—近畿版—（平成28年1—3月期）」
<http://www.kansai.meti.go.jp/1-7research/keikyouchousa/chusyokeikyoku28_01.pdf>（平成28年4月20日，平成28年9月7日閲覧）。

ることを目的とするものである。

2. 調査内容等

◎調査期間：平成27年12月24（木）から平成28年1月22日（金）

◎調査方法：郵送によるアンケート調査

◎調査対象：近畿圏内企業（学生の任意選択企業，大阪府の「経営革新計画承認企業」（平成27年度）を主に対象とした361社（その内，47社が住所不明等の理由により不到着）

◎調査内容：

- ①企業の業種，従業員数，規模（従業員数，資本金）に関する属性データ
- ②経営戦略における優先事項
- ③税率引き上げ・引き上げの影響と対応
- ④租税の負担
- ⑤税制の利用
- ⑥海外進出と税制

（アンケート調査票別添）

◎回答状況 回答企業59社（回答率 19%）

（実際の回答企業は61社であったが，うち2社が圏外の企業であったため除いた。）

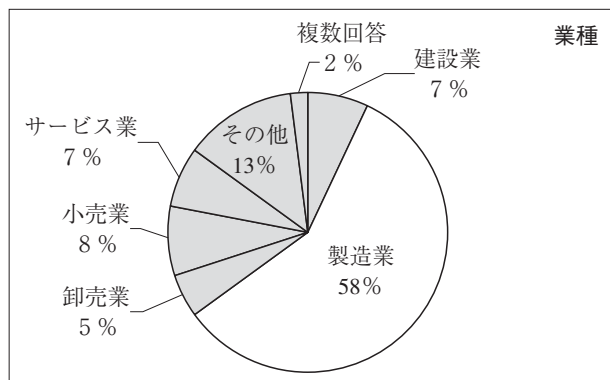
II 収集結果・分析

1. 回答企業の属性

1-1 業種

回答企業59社の業種は，「製造業」34件（58%）が最も多く，次いで「その他」8件（13%）であった。「その他」の内訳には，システム開発，電気通信業，不動産コンサルティング，貿易業，保育・人材紹介などが含まれており，日本標準産業分類上，卸業やサービス業に分類されると見て取れる回答もあった。

| 業種 | |
|--------|----|
| 建設業 | 4 |
| 製造業 | 34 |
| 卸売業 | 3 |
| 小売業 | 5 |
| サービス業 | 4 |
| その他 | 8 |
| 業種複数回答 | 1 |
| 計（件数） | 59 |

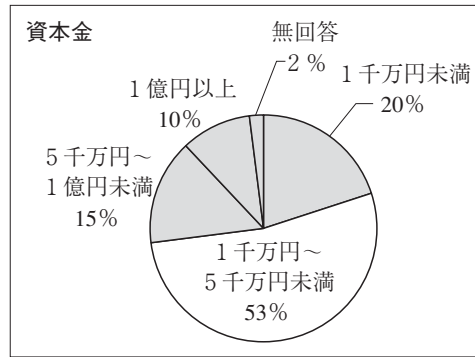
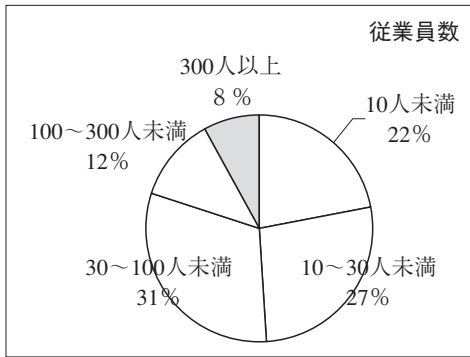


1-2 企業規模（従業員数・資本金）

回答企業59社の従業員数は、近畿圏内の中小企業等がその主な調査対象ということもあり、ほとんどが「従業員数300人未満」の企業（92%）であった。資本金は、「1千万円～5千万円未満」31件（53%）が最も多く、全体の5割を超えていた。

| 従業員数 | |
|------------|----|
| 10人未満 | 13 |
| 10～30人未満 | 16 |
| 30～100人未満 | 18 |
| 100～300人未満 | 7 |
| 300人以上 | 5 |
| 計（件数） | 59 |

| 資本金 | |
|-------------|----|
| 1千万円未満 | 12 |
| 1千万円～5千万円未満 | 31 |
| 5千万円～1億円未満 | 9 |
| 1億円以上 | 6 |
| 無回答 | 1 |
| 計（件数） | 59 |



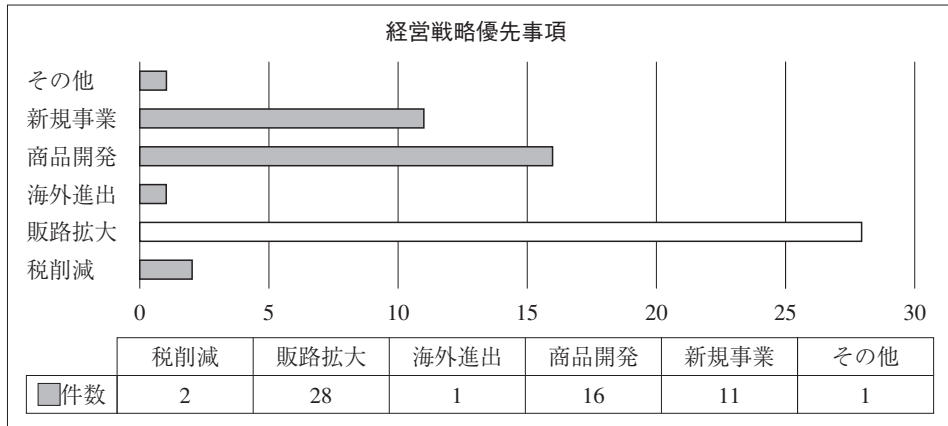
2. 経営戦略における優先事項

2-1 最も優先される事項

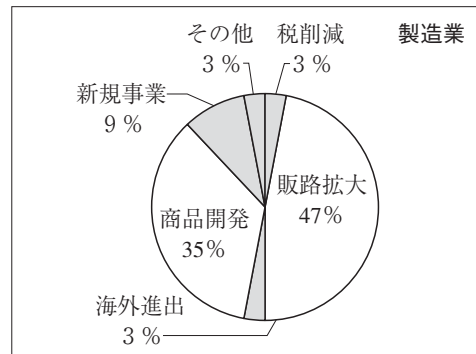
回答企業59社の経営戦略において、最も優先される事項として「販路開拓」と回答した企業が最も多く、28件（47%）であった。次いで多かったのが、「商品開発」の16件（27%）であった。これを、回答が最も多かった「製造業」についてみても、同じ結果であった。なお、その他、最優先事項ではないが、人材育成・社員待遇、あるいは雇用拡大が経営戦略における要考慮事項と回答した企業が数社見受けられた。

2-2 税の優先順位

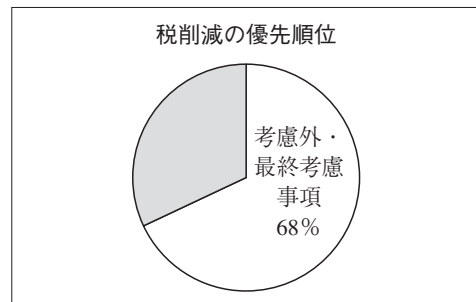
回答企業59社の経営戦略において、「企業へかかる税の削減」を最優先事項と回答した企業はほとんどなく、むしろ当該経営戦略においては考慮外ないし最終考慮事項、と回答した企業が、全体の約7割（40件）にのぼった。



| (製造業) 経営戦略優先事項 | |
|----------------|----|
| 税削減 | 1 |
| 販路拡大 | 16 |
| 海外進出 | 1 |
| 商品開発 | 12 |
| 新規事業 | 3 |
| その他 | 1 |
| 計 (件数) | 34 |



| 税の優先順位 | |
|------------|----|
| 考慮外・最終考慮事項 | 40 |
| その他 | 19 |
| 計 (件数) | 59 |



3. 税率引き上げ・引き上げの影響と対応

■ 消費税率の引き上げ

2016年(平成28年)6月1日、安部内閣総理大臣は、2017年(平成29年)4月に予定されていた消費税率10%引き上げを延期し、2019年(平成31年)10月1日に実施するとともに、その際に軽減税率制度を導入する旨を表明した²⁾。

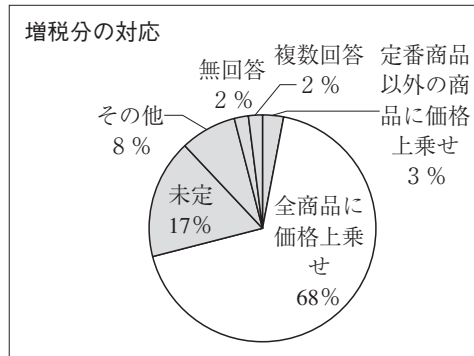
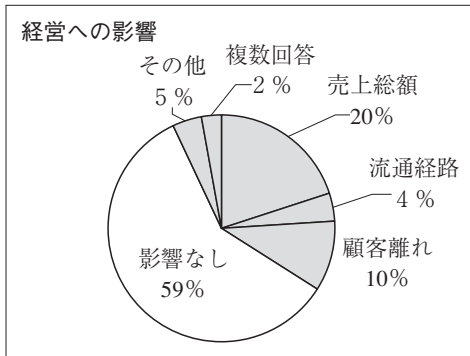
2) かかる表明を受けて、2016年(平成28年)8月24日に「消費税率引き上げ時期の変更に伴う税制上の措置」が閣議決定された (http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2016/280824shouhizei-gaiyou.pdf, 平成28年8月30日閲覧)。

3-1. 経営への影響・増税分への対応

回答企業59社のうち、消費税率の引き上げが経営に「影響なし」と回答した企業が全体の約6割（35件）を占めた。また、増税分については、「全商品に価格を上乗せする予定」と回答した企業が全体の約7割（40件）を占め、事業者の大部分は当該増税分を価格転嫁ができる結果となった。増税による懸念に対して、影響は限定的となった。

| 影響 | |
|-------|----|
| 売上総額 | 12 |
| 流通経路 | 2 |
| 顧客離れ | 6 |
| 影響なし | 35 |
| その他 | 3 |
| 複数回答 | 1 |
| 計（件数） | 59 |

| 増税分への対応 | |
|-----------------|----|
| 定番商品以外の商品に価格上乗せ | 2 |
| 全商品に価格上乗せ | 40 |
| 未定 | 10 |
| その他 | 5 |
| 無回答 | 1 |
| 複数回答 | 1 |
| 計（件数） | 59 |



■ 復興特別税廃止や法人税率の引き下げ

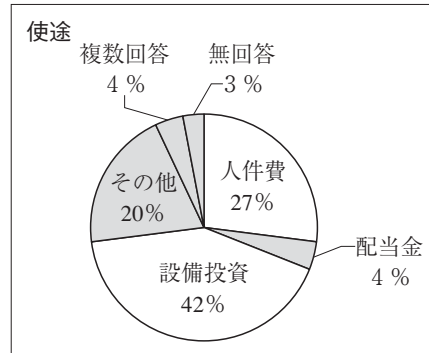
平成26年度税制改正により、東日本大震災による復興施策に必要な財源を確保するための特別措置として創設された税で法人税の10%を別途納税する時限的な税である復興特別法人税は、1年前倒しで廃止された（当初は平成24年4月1日から平成27年3月31日であった）。一方、法人税率の引き下げについては、平成27年度税制改正により、法人税率が25.5%から23.9%に引き下げられた。さらに、平成28年税制改正により法人実効税率が20%台に引き下げられた（なお、平成27年度税制改正により、中小法人等に適用される軽減税率の特例（19%→15%等）については、適用期限が平成29年3月31日まで2年延長された）。

| | 26年度 (改正前) | 27年度 (27年度改正) | 28年度 28年度改正 | 30年度 |
|--------------|---------------|------------------|----------------|--------|
| 法人税率 | 25.5 % | 23.9 % | 23.4 % | 23.2 % |
| 国・地方の法人税実効税率 | 34.62% | 32.11% | 29.97% | 29.74% |

3-2. 廃止分・引下げ分の使途

回答企業59社の廃止分・引下げ分の使途は、「設備投資」25件（42%）で最も多く、次いで「人件費」と回答した企業（16件、27%）が多かった。「設備投資」は資産規模が大きな企業にとっては大きな負担であるが、こうした税の廃止・引下げが企業の生産性向上の鍵となる当該投資を喚起するということが見て取られ、「人件費」については、当該人件費を積極的に投入して、人材確保や人材の質の向上に努める姿勢がうかがえられた。

| 使途 | |
|-------|----|
| 人件費 | 16 |
| 配当金 | 2 |
| 設備投資 | 25 |
| その他 | 12 |
| 複数回答 | 2 |
| 無回答 | 2 |
| 計（件数） | 59 |



4. 租税の負担

4-1. 支払い給与

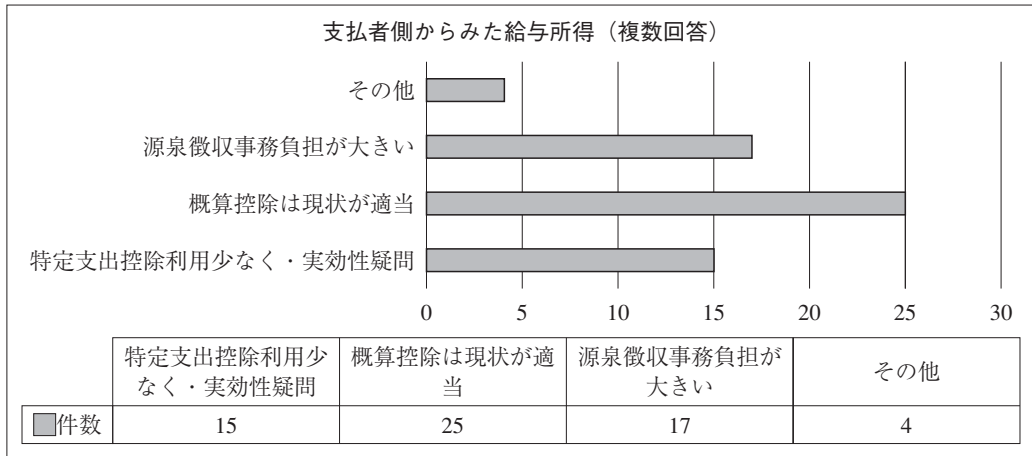
現行の給与所得制度について、支払者側にとって、「概算控除は現状が適当」と回答した企業が25件（41%）で最も多かった。給与の支払者である企業にとっては、当該概算控除は源泉徴収の面から簡便だともおられるが、一方で、「源泉徴収事務負担が大きい」と回答した企業が17件（28%）あった³⁾。また、実額控除である特定支出控除については、利用者は少なく、その実効性に疑問を持つ企業が15件（25%）あった。事務手続の煩雑さがうかがわれる⁴⁾。

4-2. 負担税目

回答企業59社のうち、経営活動において税負担が大きいとおもう税目は「法人税」と回

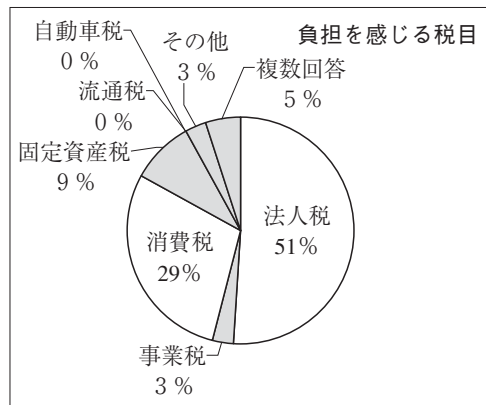
3) 平成28年1月以降支払う給与や報酬については、源泉徴収票や支払調書にはマイナンバー制度が適用される。そのため、マイナンバーの保管・管理や破棄など事務的負担により大きくなるともおられる。なお、受給者交付用の源泉徴収票等については個人番号を記載する必要はないが、税務署に提出する源泉徴収票などには個人番号の記載が必要である。

4) 特定支出控除の適用を受けるためには、確定申告書等とその適用を受ける旨及び特定支出（通勤費、転居費、研修費、資格取得費、帰宅旅費、勤務必要経費）の額の合計額を記載するとともに、特定支出に関する明細書及び給与等の支払者の証明書を添付する必要がある。また、確定申告書等の提出に当たっては、特定支出に係るその支出の事実及びその金額を証する書類（領収証等）を添付する又はその提出の際に提示する必要がある（国税庁ホームページ<<https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1415.htm>>、平成28年9月3日閲覧参照）。



答した企業が過半数（30件）を占め、次いで「消費税」と回答した企業が多かった（17件）。「消費税」については、前記のとおり、経営戦略で消費税率の引き上げが影響しないと回答した企業が全体の約6割を占めたが、このように負担と感じている回答企業があったのは、納税で実際にキャッシュ・フローが生じうるからとも察せられる。

| 負担が大きい税目 | 件数 |
|----------|----|
| 法人税 | 30 |
| 事業税 | 2 |
| 消費税 | 17 |
| 固定資産税 | 5 |
| 流通税 | 0 |
| 自動車税 | 0 |
| その他 | 2 |
| 複数回答 | 3 |
| 計（件数） | 59 |



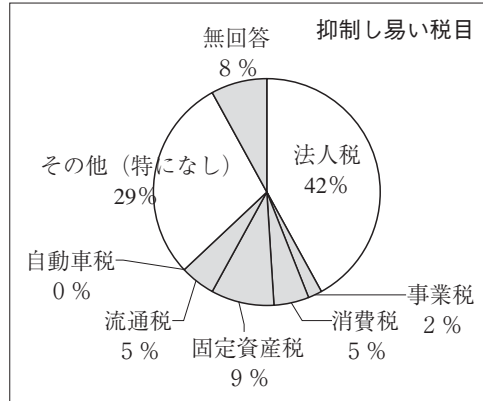
4-3. 抑制税目

回答企業59社のうち、法人税が税支出の中で抑制し易い税目として、「法人税」と回答した企業が25件（42%）で最も多かった。前記のとおり、「法人税」については、負担を感じる税目である一方で、事業経費計上等により、抑制し易い税目という面もうかがえる。

4-4. 自動車税（負担とエコカー利用）

回答企業59社のうち、社用車にかかる自動車税負担については、「どちらともいえない」と回答した企業が約過半数を占めた（29件、49%）。また、自動車税の負担の大きさいの有無については、「いいえ」と回答した件数が「はい」と回答した件数を若干上回った。

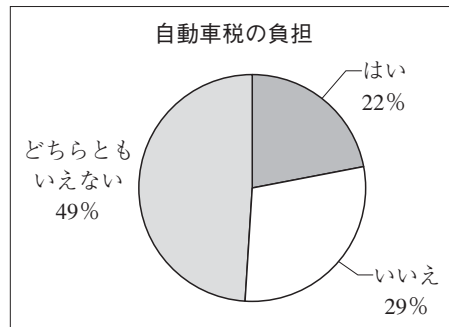
| 抑制税目 | |
|-----------|----|
| 法人税 | 25 |
| 事業税 | 1 |
| 消費税 | 3 |
| 固定資産税 | 5 |
| 流通税 | 3 |
| 自動車税 | 0 |
| その他（特になし） | 17 |
| 無回答 | 5 |
| 計（件数） | 59 |



自家用自動車に比して、税率が低いことはいいまでもない⁵⁾。

一方、エコカー採用については、約7割の企業が積極的であった。エコカーについては、エコカー補助金の適用やエコカー減税⁶⁾の適用がある。

| 負担 | |
|-----------|----|
| はい | 13 |
| いいえ | 17 |
| どちらともいえない | 29 |
| 計（件数） | 59 |



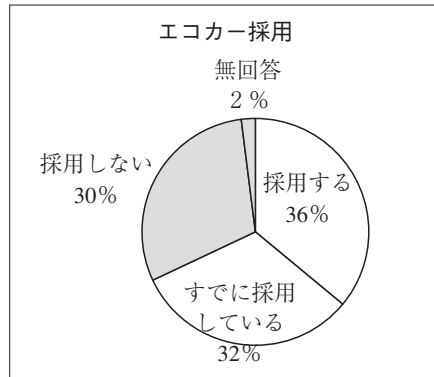
4-5. 租税負担の位置付け

回答企業59社の6割（42件）が、租税（税支出）を「企業の社会的責任（CSR）」と考えおり、「事業コスト」と回答した企業は3割程度（20件）にとどまった。

5) 自家用車との税率の比較については、さしあたり大阪府のホームページ「平成27年度 自動車税税額表」<<http://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/jidousyazeigakuhyou.html>, 平成28年9月4日閲覧>を参照されたい。

6) 平成21年度税制改正により導入されたエコカー減税は、自動車を購入する時にかかる「自動車取得税」と、車検の際にかかる「自動車重量税」について、燃費のよさに応じて減税する制度である。政府・与党は、来春（2017年春）から対象車の燃費基準を厳しくする検討に入ったとされる（平成28年9月1日付朝刊1面）。

| | |
|-----------|----|
| エコカー採用 | |
| 採用する | 21 |
| すでに採用している | 19 |
| 採用しない | 18 |
| 無回答 | 1 |
| 計（件数） | 59 |



【平成28年度 エコカー減税概要／乗用車の場合】

| 対象・要件等 | | 税目 | 特例措置の内容 | | | | | |
|---|----------------------------|-----|------------|-------|--------|------------|--------|--------|
| ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車 （平成21年度排ガス規制 NOx 10%以上低減） ・プラグインハイブリッド自動車 ・グリーンディーゼル乗用車 （平成21年排ガス規制適合の乗用車） | | 取得税 | 非課税 | | | | | |
| | | 重量税 | 免税*1 | | | | | |
| | 燃費性能 | | 平成27年度燃費基準 | | | 平成32年度燃費基準 | | |
| | 排ガス性能 | | 達成 | +5%超過 | +10%超過 | 達成 | +10%超過 | +20%超過 |
| ガソリン車 （ハイブリッド車を含む） | 平成17年度排ガス規制 75%低減（☆☆☆☆） | 取得税 | | 20%軽減 | 40%軽減 | 60%軽減 | 80%軽減 | 非課税 |
| | | 重量税 | 本則税率 *2 | 25%軽減 | | 50%軽減 | 75%軽減 | 免税*1 |

*1 重量税について、「免税」が適用された後の初回継続検査等（2回目車検）についても「免税」が適用／*2 重量税について、平成27年度税制改正により減税対象外となるもののうち、平成27年度燃費基準達成車においては、適用期間中に新車新規登録等を行った場合に限り、本則税率が適用（1回限り）
（出所：大阪府「エコカーへの補助金・優遇税制について」）

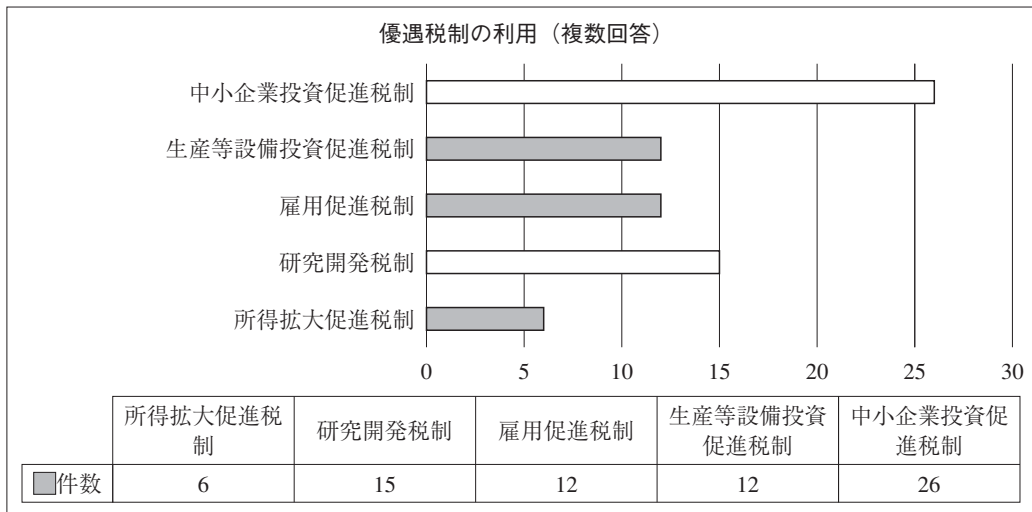
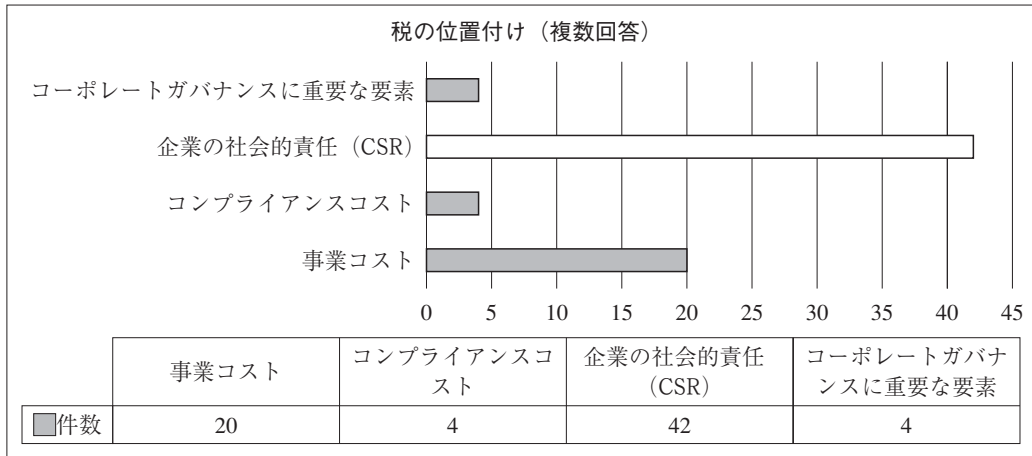
5. 税制の利用

5-1. 優遇税制の有用な活用

回答企業59社（複数回答）のうち、約8割（44件）の企業が優遇税制を利用していることが見て取れる。利用しているとの回答が最も多かった「中小企業投資促進税制」⁷⁾（37%）で、次いで多かったの「研究開発税制」⁸⁾（21%）であった。

7) 本制度は、機械装置等の対象設備を取得や製作等をした場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除（税額控除は、個人事業主、資本金3,000万円以下法人が対象）が選択適用できるもの。また、生産性の向上に資する設備を取得や製作等をした場合については、(1) 特別償却割合30%を即時償却に、(2) 個人事業主、資本金3,000万円以下法人について税額控除割合を7%から10%に、(3) 資本金3,000万円超1億円以下法人に7%の税額控除を適用することとした上乗せ措置がご利用できる（中小企業庁ホームページ「中小企業投資促進税制」<<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2014/tyuusuyoukigyoutousisokusinzeisei.htm>>（平成28年9月4日閲覧））。

8) 研究開発税制は、次のとおり、「試験研究費の総額に係る税額控除制度」、「中小企業技術基盤強化税制」、「特別試験研究に係る税額控除制度」及び「試験研究費の額が増加した場合等の税額控除制

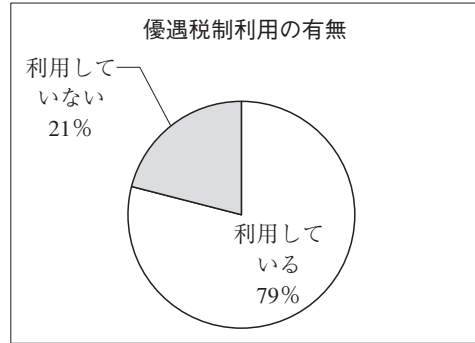


5-2. 連結納税制度（グループ税制を含む。）の利用

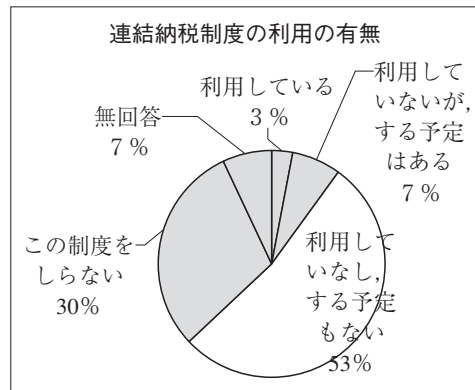
回答企業59社の連結納税制度の利用については、近畿圏内の中小企業等がその主な調査対象ということもあり、「利用していないが、する予定もない」と回答した企業が過半数を占めた（31件、53%）。

度」の4つの制度によって構成される。なお、平成27年4月1日前に開始した事業年度におけるこれらの制度には、「試験研究費の額が増加した場合等の税額控除制度」を除いて、「繰越税額控除限度超過額等の繰越控除制度」が設けられていたが、平成27年度税制改正により「繰越税額控除限度超過額等の繰越控除制度」が廃止された（国税庁ホームページ「No. 5441 研究開発税制について（概要）」<<https://www.nta.go.jp/taxanswer/hojin/5441.htm>>（平成28年9月1日閲覧））。

| 優遇税制利用の有無 | |
|-----------|----|
| 利用している | 44 |
| 利用していない | 12 |
| 無回答 | 3 |
| 計（件数） | 59 |



| 連結納税制度の利用 | |
|------------------|----|
| 利用している | 2 |
| 利用していないが、する予定はある | 4 |
| 利用していなし、する予定もない | 31 |
| この制度をしらない | 18 |
| 無回答 | 4 |
| 計（社数） | 59 |



単体法人税・グループ法人税制・連結納税制度の比較

| | 単体法人税 | グループ法人税制 | 連結納税制度 |
|----------|---|---|---|
| グループの範囲 | — | 100%の資本関係にある企業グループ（個人や外国法人を頂点とする場合も対象） | 100%の資本関係にある企業グループ（内国法人に限る） |
| 申告 | 単体申告 | 単体申告 | 連結申告 |
| 制度の適用 | — | 強制適用 | 選択適用 |
| 親・子の所得通算 | — | 不可 | 可（欠損金の持ち込みも可能） |
| 中小特例の適用 | 自らの資本金で判定 | 自らの資本金等が1億円超もしくは親会社の資本金が5億円以上の場合には適用外 | 親会社の資本金が1億円超の場合適用外 |
| 受取配当等 | 支払側：損金不算入 受取側：益金不算入 （負債利子控除の適用あり） | 支払側：損金不算入 受取側：益金不算入 （負債利子控除の適用なし） | 支払側：損金不算入 受取側：益金不算入 （負債利子控除の適用なし） |
| 譲渡損益調整資産 | 譲渡時に譲渡損益に課税 | 対象資産を再譲渡するまで課税を繰延べ | 対象資産を再譲渡するまで課税を繰延べ |
| グループ内寄附金 | 支払側：一部損金不算入 受取側：全額益金算入 | 支払側：全額損金不算入 受取側：全額益金不算入 | 支払側：全額損金不算入 受取側：全額益金不算入 |

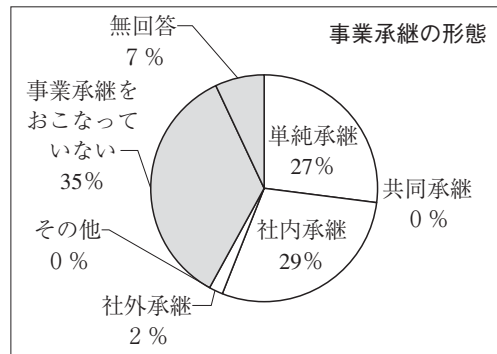
（出所：TKC 全国会 中堅・大企業支援研究会（中大会）〈<http://www.tkc.jp/consolidate/webcolumn/014473>〉より抜粋。平成28年9月7日閲覧）

5-3. 事業承継と税制

■ 事業承継の形態

回答企業59社のうち、事業承継をおこなっている、と回答した企業が約6割（34件）あった。承継の形態としては、親族以外の社内取締役や従業員に経営を委ねる「社内承継」と親族にその経営を委ねる「単純承継」がほぼ同割合であった。20年～30年くらい前までは「社内承継」がほとんどだったといわれるが、経営は親族以外の経営者に任させるという、所有と経営を分離したかたちの事業承継も、今後は増えていくということを示唆しているようにも見て取れる。

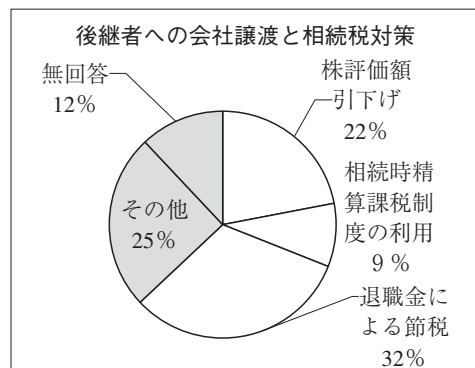
| 事業承継の形態 | |
|---------------|----|
| 単純承継 | 16 |
| 共同承継 | 0 |
| 社内承継 | 17 |
| 社外承継 | 1 |
| その他 | 0 |
| 事業承継をおこなっていない | 21 |
| 無回答 | 4 |
| 計（件数） | 59 |



■ 後継者への会社譲渡と相続税対策

後継者へ会社を譲る際の相続税対策として、最も回答が多かったのは「退職金による節税」(32%)であった。これは、たとえば後継者に社長を譲った後に、前任者は役員にとどまり、死亡時に退職金を受け取ることで死亡退職金の非課税枠を利用することである。次いで多かったのが、「株の評価額を引き下げる」(22%)であった。なお、かかる株価を引き下げる可能性としては、配当を引き下げたり、あるいは役員報酬を引き上げたりする対策がありうる。

| 後継者への会社譲渡と相続税対策 | |
|-----------------|----|
| 株評価額引下げ | 13 |
| 相続時精算課税制度の利用 | 5 |
| 退職金による節税 | 19 |
| その他 | 15 |
| 無回答 | 7 |
| 計（社数） | 59 |



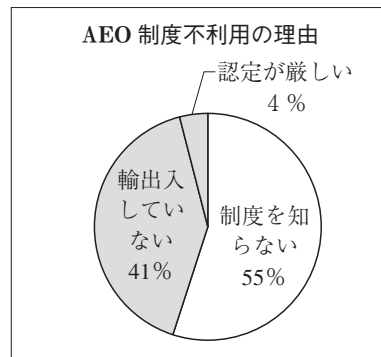
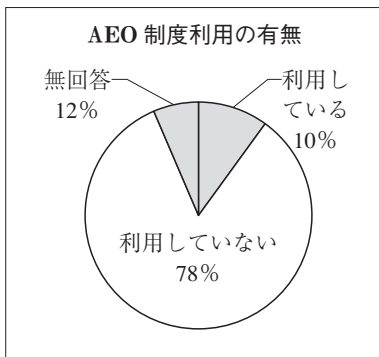
5-4. 貿易・関税関連制度の利用

■ AEO（Authorized Economic Operator）制度⁹⁾の利用の有無

回答企業59社のAEO制度利用状況については、「利用していない」と回答した企業が約8割（46件）にのぼった。そのうち、当該制度を利用していない理由として、「AEO制度を知らない」と回答した企業が過半数以上であった（25件、55%）。

| AEO 制度利用 | |
|----------|----|
| 利用している | 6 |
| 利用していない | 46 |
| 無回答 | 7 |
| 計（件数） | 59 |

| AEO 制度不利用理由 | |
|-------------|----|
| 制度を知らない | 25 |
| 輸出入していない | 19 |
| 認定が厳しい | 2 |
| 計（件数） | 46 |



■ TPP（Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement）効果の有無

TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）効果の有無については、「効果なし」や「不分明」と回答した企業が24件（41%）あった一方で、「事業拡大」（12件、20%）や「設備投資」（12件、20%）等の効果があると回答した企業が同程度の割合であった。TPP協定の実現が正式に決定すれば¹⁰⁾、この比率についても差異が見て取れることになる。

なお、事業拡大の具体的な内容については、以下の内容の回答があった。

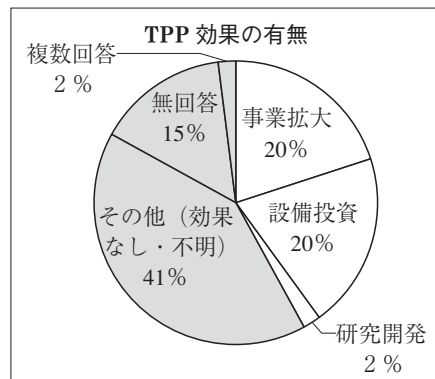
| 事業拡大の具体的な内容 |
|--------------------------|
| ・ 食品の輸出入 |
| ・ TPP 参加国60カ国に進出し、売上を上げる |

9) AEO制度とは、国際物流におけるセキュリティ確保と円滑化の両立を図り、我が国の国際競争力を強化するため、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者に対し、税関手続の緩和・簡素化策を提供する制度である（詳細については、日本関税のホームページ<<http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/kaizen.htm>>を参照されたい）。

10) 平成28年7月13日、総理大臣官邸で経済団体（日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会、日本貿易会）による「TPP協定の早期実現を求める」提言申入れが受け入れられた。TPPの動向の詳細については、内閣官房の「TPP政府対策本部」のホームページ<<http://www.cas.go.jp/jp/tpp/>>を参照されたい。

| |
|-----------------------------------|
| ・ 輸入する頻度が拡大し、海外工場等の展開も考えられる |
| ・ 海外競争力 UP |
| ・ 輸入品の受注分の利益 UP の可能性 |
| ・ 日本製品が特にアジア市場で少し安価で提供できるので市場が広がる |
| ・ 海外からの受注増のチャンス |
| ・ 欧米との競争に有利に働く |
| ・ 海外グループ間取引の拡大 |
| ・ 輸出案件が増える |
| ・ 輸出対象国の増加により売上拡大 |

| TPP 効果 | |
|---------------|----|
| 事業拡大 | 12 |
| 設備投資 | 12 |
| 研究開発 | 1 |
| その他 (効果なし・不明) | 24 |
| 無回答 | 9 |
| 複数回答 | 1 |
| 計 (件数) | 59 |



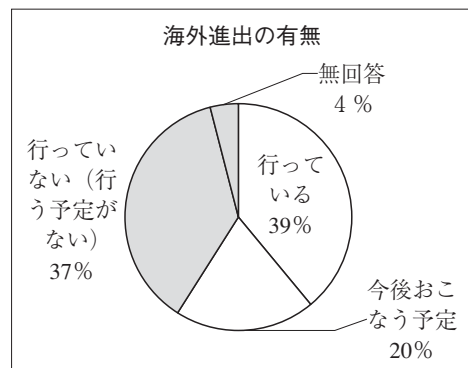
6. 海外進出と税制

6-1. 海外進出の姿勢と進出形態

■ 海外進出への姿勢

海外進出の姿勢について、「行っている」(39%)、「今後おこなう予定」(20%)、とあわせて約6割の回答企業が積極的姿勢を見せている。

| 海外進出の有無 | |
|------------------|----|
| 行っている | 23 |
| 今後おこなう予定 | 12 |
| 行っていない (行う予定がない) | 22 |
| 無回答 | 2 |
| 計 (件数) | 59 |

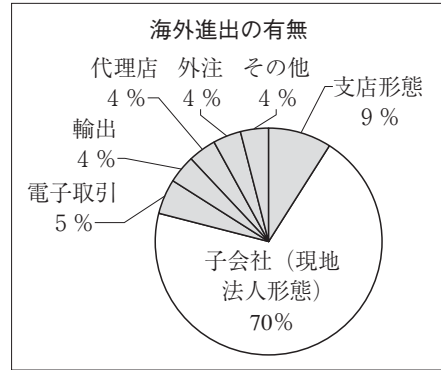


■ 進出形態

海外進出形態については、現在海外進出を「行っている」と回答した企業23社のうち、

7割が「子会社（現地法人形態）」であった。生産拠点を持つ海外展開が多いが、経営資源に限りがある中小企業にとって、現地に生産拠点を持たない海外展開も今後は重要な選択肢となりうるのではなかろうか。

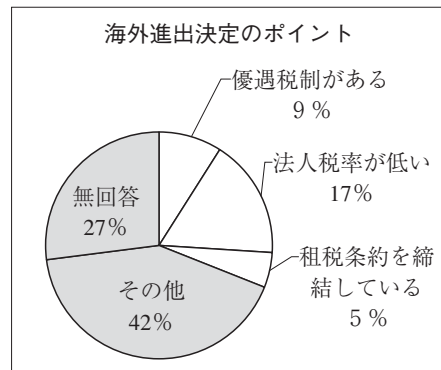
| 海外進出形態 | |
|-------------|----|
| 支店形態 | 2 |
| 子会社（現地法人形態） | 16 |
| 電子取引 | 1 |
| 輸出 | 1 |
| 代理店 | 1 |
| 外注 | 1 |
| その他 | 1 |
| 計（件数） | 23 |



6-2. 海外進出決定のポイント

回答企業59社の海外進出決定ポイントについて、租税以外の決定要因（「その他」）が約4割を占めた。租税関係要素が海外進出の決定ポイントとなると回答した企業のうち、最も多かったのが「法人税率が低い」（17%）であった。回答のなかには、「マーケット他を重視し、税務面はその後に考慮（税負担は進出時に考慮）」との回答もあった。税制の位置付けを知るうえで、大変参考となる。

| 海外進出決定のポイント | |
|-------------|----|
| 優遇税制がある | 5 |
| 法人税率が低い | 10 |
| 租税条約を締結している | 3 |
| その他 | 25 |
| 無回答・ | 16 |
| 計（件数） | 59 |



なお、「その他」（租税以外の決定要因）の内容については、以下のとおりである。

| 租税以外の決定要因 |
|-------------------|
| ・製品の低コスト、仕入れ |
| ・現地の需要 |
| ・人件費 |
| ・人件費、製造費のコストと現地市場 |

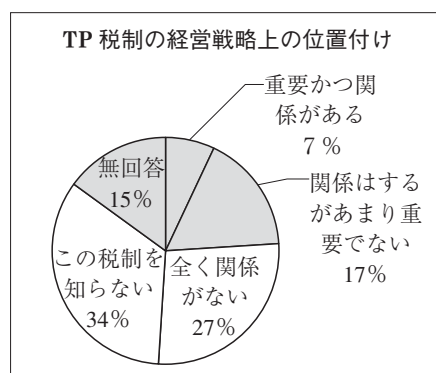
| |
|---------------------------|
| ・得意先の海外進出 |
| ・現地に製品ニーズがある |
| ・顧客密着型の進出 |
| ・市場性 |
| ・経営チャンスが多いこと |
| ・マーケットの拡大可能性 |
| ・マーケットががること，勝てる戦略が立てられること |
| ・人的要素 |
| ・利便性 |
| ・市場規模 |
| ・需要 |
| ・輸出開拓先 |

6-3. 経営戦略と国際課税

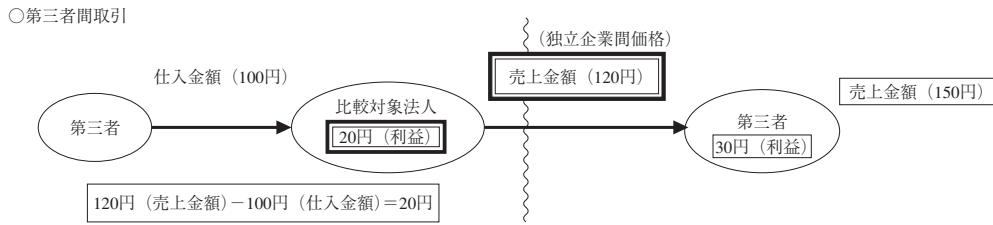
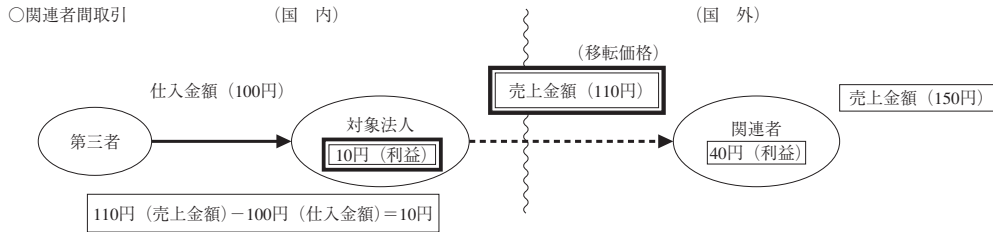
■ 移転価格税制の位置付け

移転価格税制（Transfer pricing Taxation）¹¹⁾は、海外の関連企業との取引価格（移転価格）に係る税制であるため、海外取引をおこなう企業にとってはその経営戦略に関わりを有するとおもわれるが、現在海外進出を「おこなってる」と回答した企業および「今後おこなう予定」と回答した企業の多くが、「この税制を知らない」あるいは「全く関係ない」と回答していた。

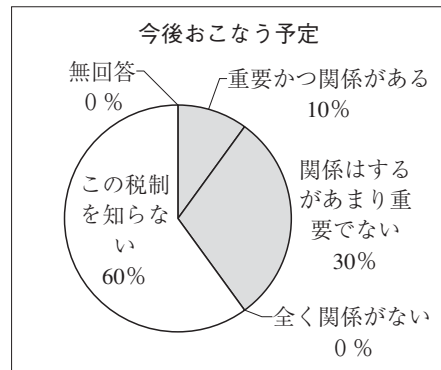
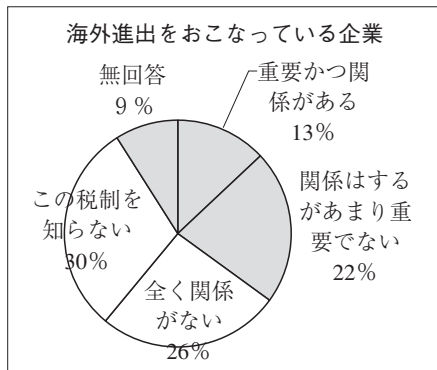
| TP 税制の位置付け | |
|----------------|----|
| 重要かつ関係がある | 4 |
| 関係はするがあまり重要でない | 10 |
| 全く関係がない | 16 |
| この税制を知らない | 20 |
| 無回答 | 9 |
| 計（件数） | 59 |



11) 移転価格税制とは、企業が海外の関連企業との取引価格（移転価格）を通常の価格と異なる金額に設定すれば、一方の利益を他方に移転することが可能となるため、このような海外の関連企業との間の取引を通じた所得の海外移転を防止するため、海外の関連企業との取引が、通常の取引価格（独立企業間価格）で行われたものとみなして所得を計算し、課税する制度である。わが国の独立企業間価格の算定方法は、OECD 移転価格ガイドラインにおいて国際的に認められた方法に沿った次のようなものとなっている。基本3法として、独立価格比準法、再販売価格基準法、原価基準法がある、また、その他の方法として、取引単位営業利益法と利益分割法（比較利益分割法・寄与度利益分割法・残余利益分割法）がある（財務省ホームページ「移転価格税制の概要」<http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/177.htm>参照）。



(出所：財務省ホームページ「移転価格税制の仕組み (図解)」より抜粋)



■ 経営戦略において最も関わりがある国際税制

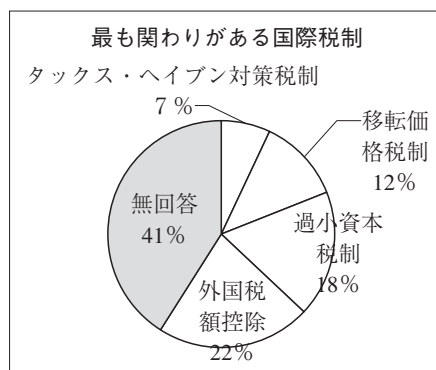
回答企業59社の約6割(35件)が、経営戦略と国際課税制度とがわり合いがあると感じている。なかでも、「外国税額控除」と回答した企業が多く(13件)、次いで多かったのが「過少資本税制」の11件であった。国際的な二重課税のリスクへの懸念がうかがえる。

III まとめ

今回、主に近畿圏の中小企業等361社(その内、回答企業59社)の経営活動における租税法制の位置付けについてアンケート調査をおこなった。初めてのアンケート調査ということもあり、若干体系的な質問を設定することができなかったが、実践的な実学としての租税法制を考える良い契機となった。

企業の経営戦略において優先される要考慮事項として、税の位置付けが「考慮外・最終考慮事項」と回答した企業が全体の約7割にのぼった。一方、税負担の位置付けについては、約6割の企業が「企業の社会的責任(CSR)」と回答していた。こうした企業の社会

| 最も関わりがある国際税制 | |
|---------------|----|
| タックス・ヘイブン対策税制 | 4 |
| 移転価格税制 | 7 |
| 過小資本税制 | 11 |
| 外国税額控除 | 13 |
| 無回答 | 24 |
| 計 (件数) | 59 |



的責任 (CSR) については、優良多国籍企業においてそれを無視した経営方針や不正経理を防止するため、タックスコンプライアンス (租税法令順守義務) を取り込んだコーポレートガバナンスの強化が必要であるといわれ始められている¹²⁾。こうしたことは、国内市場の成熟化、国際競争の激化などにより事業の国際化が喫緊の課題となってくると予測される中小企業等 (回答企業の約6割が海外進出に積極的姿勢を見せていた。) にとっても留意すべき点であるとおもわれる。

(経営学部税法ゼミナールアンケート調査作業協力者)

| | |
|---------------------|----------------------|
| 佐野 可奈 (経営学部経営学科) | 柳本 容志 (経営学部ビジネス法学科) |
| 石垣 亜佐子 (経営学部経営学科) | 有松 温子 (経営学部ビジネス法学科) |
| 森谷 尚起 (経営学部経営学科) | 竹上 慎太郎 (経営学部ビジネス法学科) |
| 山本 美咲 (経営学部経営学科) | 野上 陽香 (経営学部ビジネス法学科) |
| 樂満 千紘 (経営学部経営学科) | 茨木 翔平 (経営学部ビジネス法学科) |
| 西島 勝正 (経営学部ビジネス学科) | 今村 綾佑 (経営学部ビジネス法学科) |
| 水上 竜飛 (経営学部ビジネス法学科) | 北森 勇希 (経営学部ビジネス法学科) |
| 中崎 翔太 (経営学部ビジネス法学科) | 福西 麻由 (経営学部ビジネス法学科) |
| 前北 周政 (経営学部ビジネス法学科) | 深田 和也 (経営学部ビジネス法学科) |

(資料)

アンケート調査票

<企業活動における税制の位置付けに関する調査>

誠に恐れ入りますが、本回答用紙は、平成28年1月22日 (金) 迄に、同封の返信用封筒にてご返送くださいますよう、お願い申し上げます。

12) 岩崎政明「税務コーポレートガバナンス導入と現状と課題」租税研究801号317頁 (2016年) 参照。

| No. | 質問事項 | 記入欄 |
|-----|--|--|
| 1 | 貴社名を教えてください。 | 貴社名： _____ |
| 2 | ご記入担当者様の、所属部署・役職名・ご氏名・ご連絡先について教えてください。 | 所属部署： _____ 役職名： _____ ご氏名： _____ ご連絡先 Tel：(_____) e-mail： _____ |
| 3 | 貴社の業種について教えてください。（1つに○印） | 1. 建設業 2. 製造業 3. 卸売業 4. 小売業 5. サービス業 6. その他 (_____) |
| 4 | 貴社の従業員数（役員を除く正社員，その他社員の合計）について教えてください。（1つに○印） | 1. 10人未満 2. 10～30人未満 3. 30～100人未満 4. 100～300人未満 5. 300人以上 |
| 5 | 貴社の資本金について教えてください。（1つに○印） | 1. 1千万円未満 2. 1千万円～5千万円未満 3. 5千万円～1億円未満 4. 1億円以上 |
| 6 | 貴社の経営戦略において重要視していることの優先順位を教えてください。 | ※ () の中に数字を入れてください。() 企業へかかる税の削減 () 販路拡大 () 海外進出 () 商品開発 () 新規事業 () その他 (_____) |
| 7 | 2017年度より消費税の税率が8%から10%に引き上げられることとなっていますが、この増税は貴社の経営のどのようところに影響してきますか。（1つに○印） | 1. 売上総額 2. 流通経路 3. 増税による顧客離れ 4. ほとんど影響はしない 6. その他 (_____) |
| 8 | 貴社では消費税の税率が8%から10%に上がる際、増加した分についてどのように取り組む予定ですか。（1つに○印） | 1. 定番商品については価格維持しそれ以外の商品に価格を上乗せする予定 2. 全商品に価格を上乗せする予定 3. まだ考えていない 4. その他 (_____) |
| 9 | 復興特別税の廃止や、法人税引き下げの動きがありますが、実際に下がった場合、その分はどこに充当しますか。（1つに○印） | 1. 人件費 2. 配当金 3. 設備投資 4. その他 (_____) |

| | | |
|----|---|--|
| 10 | 支払者側からからみて、給与所得・給与所得控除の現状についてどのようにおもいますか。 (複数回答可) | 1. 特定支出控除制度の利用者は少なく、その実効性に疑問 2. 給与所得の概算控除は現状が適当 3. 源泉徴収は事務負担が大きい 4. その他 () |
| 11 | 貴社の経営活動において、なお税負担が大きいとおもわれる税目は何ですか。 (1つに○印) | 1. 法人税 2. 事業税 3. 消費税 4. 固定資産税 5. 流通税 6. 自動車税 7. その他 () |
| 12 | 税支出の中で最も抑制しやすい税目は何ですか。 (1つに○印) | 1. 法人税 2. 事業税 3. 消費税 4. 固定資産税 5. 流通税 6. 自動車税 7. その他 () |
| 13 | 貴社にとっての税支出または租税の位置づけを教えてください。(複数回答可) | 1. 事業コスト 2. コンプライアンスコスト 3. 企業の社会的責任 (CSR) 4. コーポレートガバナンスに重要な要素 5. その他 () |
| 14 | 社用車にかかる自動車税などの負担は大きいと思いますか。 (1つに○印) | 1. はい 2. いいえ 3. どちらともいえない |
| 15 | 社用車にエコカーを採用することで、自動車税等が減税や免除されるならばエコカーを採用しますか。(1つに○印) | 1. 採用する 2. すでに採用している 3. 採用しない |
| 16 | 貴社にとって、現行の優遇税制のうち最も有用な優遇税制とおもわれる、または実際に利用している税制を教えてください。 (複数回答可) | 1. 所得拡大促進税制 (雇用者給与支給が増額した場合の法人税額特別控除) 2. 研究開発税制 (試験研究をおこなった場合の法人税額特別控除) 3. 雇用促進税制 (雇用者数が増加した場合の法人税額特別控除) 4. 生産等設備投資促進税制 (国内設備投資額が増加した場合の機械等特別償却など) 5. 中小企業投資促進税制 (中小企業が機械等を取得した場合の特別償却・法人税額特別控除) 5. その他 () 6. 利用していない |
| 17 | 貴社の事業展開において、連結納税制度を含むグループ法人税制を利用していますか。(1つに○印) | 1. 利用している 2. 利用していないが、する予定はある 3. 利用していないし、する予定もない 4. この制度を知らない |
| 18 | 貴社の事業承継の形態について教えてください。 (今後、事業承継をおこなう予定の場合を含む。)(1つに○印) | 1. 単独承継 2. 共同承継 3. 社内承継 4. 社外承継 5. その他 () 6. 事業承継はおこなっていない。 |

| | | |
|----|--|---|
| 19 | もし、後継者に会社を譲るとしたら、相続税対策として何を優先的におこないますか。 (1つに○印) | 1. 株の評価額を下げる 2. 相続時精算課税制度を利用する 3. 退職金による節税 4. その他 () |
| 20 | AEOの制度を利用していますか。 ※AEO制度（輸出入の際に、財務省の認定を受けた企業は税関手続きなど簡素化・迅速化等のメリットを得る制度） (1つに○印) | はい⇒1. 輸入の手続きが簡易 2. 自社の倉庫で輸出の許可を得ることが可能 3. 免税の手続きが簡易 いいえ⇒1. AEO制度を知らない 2. 輸出入をしていない 3. 認定が厳しいから |
| 21 | TPPによる関税の撤廃は、貴社の経営戦略のどのようなところにその効果が最も見込まれますか。(1つに○印) | 1. 事業拡大 [具体的に] 2. 設備投資 3. 研究開発 4. その他 () |
| 22 | 貴社の海外進出について教えてください。 | 1. 行っている（理由： ） 主な進出形態⇒a. 支店形態 b. 子会社（現地法人形態） c. 電子商取引の形態 d. その他 () 2. 今後おこなう予定 3. 行っていない（行う予定がない） |
| 23 | 海外進出先を決定する際に重要視するポイントは何ですか。（今後、進出予定の場合を含む） (1つに○印) | 1. 優遇税制がある 2. 法人税率が低い 3. 租税条約を結んでいる 4. その他 () |
| 24 | 移転価格税制について、貴社の経営戦略上の位置付けについて教えてください。 (1つに○印) | 1. 重要かつ関係がある 2. 関係はするがあまり重要でない 3. 全く関係がない 4. この税制を知らない |
| 25 | 貴社の経営戦略において最も関わりのある税制はどれですか。 (1つに○印) | 1. タックス・ハイブン対策税制 2. 移転価格税制 3. 過少資本税制 4. 外国税額控除 |

質問は以上です。お忙しいところご協力頂き、誠にありがとうございました。